

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取扱いにご注意願います。

事業者資料

(仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画

環境影響評価方法書に関する補足資料

4	昭和 53 年に移設したタンクについて	1
5	供用時における予測時期について	2
6	計画地内の水質・底質調査と土壌汚染調査の関係について	4
7	基準値を超過して検出された有害物質の由来について	5

平成 27 年 2 月 10 日

横浜市

4 昭和 53 年に移設したタンクについて

ご指摘のあった、日米合同委員会において、移設が合意された通称 18 号タンクとは、小柴貯油施設の敷地外に日本軍が設置した貯蔵施設のことです。移設により、昭和 53 年から 54 年にかけて小柴貯油施設内に地上タンクが造られました。

- ・ 航空燃料用タンク（地上、鋼製、直径 23m、高さ 11～12m）昭和 53～54 年造 …… 4 基

その他にも、昭和 23 年（米軍による接收）以降に新たに築造されたタンクが確認されました。

- ・ 航空燃料用タンク（地上、鋼製、直径 15m、高さ 9m）昭和 30 年造 …… 1 基
- ・ 廃油タンク（地上横置き、鋼製、直径 5.5m、高さ 5.5m）平成 2 年造 …… 4 基

これらの合計 9 基のタンクは、小柴貯油施設の敷地内に 34 基あるタンクとして認識しているもので、土壌汚染調査において、汚染おそれの有無の判断などに含まれています。

第 9 回環境影響評価審査会（平成 27 年 1 月 27 日）において、補足資料で説明した内容の一部を訂正します。

旧日本軍の施設として運用されていた昭和 23 年まで（(2)貯油施設建設時代）と、昭和 23 年に米軍によって接收されてから平成 17 年に返還されるまで（(3)貯油施設運用時代）を比較すると、地形の改変が数か所で行われており、建築物が新たに建築されていますが、タンクについては新たな築造はなく、施設の使われ方に大きな変更はなかったと推察されます。

下線の部分を次のように訂正します。

タンクについても、敷地外にあったタンクの機能を敷地内に移転するための築造や廃油タンクの築造など、地上タンクの新たな築造がありました。

5 供用時における予測時期について

整備完了したエリアから順次供用開始することに関連しての供用時における予測時期について、補足します。

方法書記載内容				予測時期に関する補足説明
評価項目	細目	予測項目	予測時期	
生物多様性	動物	陸生動物の動物相の変化の内容及びその程度 水生生物相の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常な状態になり、新たな環境が安定する時期	全面供用後（＝全工区工事完了後）で、更に安定した時期を予測時期とする。
	植物	陸生植物の植物相の変化の内容及びその程度 水生植物の植物相の変化の内容及びその程度		
	生態系	生態系の状況の変化の内容及びその程度		
水循環	地下水位及び湧水の流量	湧水の流況	供用時	全面供用後（＝全工区工事完了後）を予測時期とする。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物 産業廃棄物	一般廃棄物 産業廃棄物	供用時	全面供用後（＝全工区工事完了後）を予測時期とする。
大気質	大気汚染	二酸化窒素浮遊粒子状物質	供用開始時（工事用車両あり）	①工事用車両による影響（計画工程より）と②来園車両、管理用車両による影響（供用施設の内容より）の合計がピークとなる時期（複数もあり）を予測時期とする。 ※予測時期を設定する根拠とする影響の推移は、全工区完了後時点（全面供用開始時）についても明らかにする。
水質・底質	公共用水域の水質、 底質・地下水の水質	湧水の水質 地下水の水質	供用時	全面供用後（＝全工区工事完了後）を予測時期とする。

騒音	騒音	道路交通騒音	供用開始時（工事用車両の走行を含み、影響が最大となる時期）	大気質に同じ
振動	振動	道路交通振動	供用開始時（工事用車両の走行を含み、影響が最大となる時期）	大気質に同じ
安全	斜面崩壊	斜面崩壊	供用時	全面供用後（＝全工区工事完了後）を予測時期とする。
地域社会	交通混雑	交通混雑	供用開始時（工事用車両の走行を含み、影響が最大となる時期）	大気質に同じ
	歩行者の安全	交通安全		
景観	景観	地域景観の特性の変化	工事完了直後	全面供用後（＝全工区工事完了後）を予測時期とする。
		主要な眺望地点からの景観の変化		

6 計画地内の水質・底質調査と土壤汚染調査の関係について

(1) 水質・底質の項目選定について

環境影響評価項目「水質・底質」の細目は、横浜市環境影響評価技術指針では「公共用水域の水質」「地下水の水質」「公共用水域の底質」と定義されています。

計画地の中には公共用水域はありません。また、関連法令を遵守して事業を進めることにより接続する公共用水域の底質に影響を与えませんので、底質は調査予測項目とはせず、湧水の水質と地下水の水質についてのみ調査予測を行います。

(2) 土壤汚染調査と計画地内の底質の関係について

防衛省南関東防衛局によって平成 19 年度から平成 21 年度にかけて行われた土壤汚染調査は、計画地内の湧水のある地点の土壤についても調査対象として含まれていますので、計画地内の底質についても土壤汚染対策法に則った調査が行われました。

7 基準値を超過して検出された有害物質の由来について

物質		由来
第一種	ベンゼン	燃料
	テトラクロロエチレン	タンクの洗浄
	シス-1,2-ジクロロエチレン	タンクの洗浄
第二種	鉛及びその化合物	燃料
	砒素及びその化合物	自然的原因
	ふっ素及びその化合物	自然的原因
油分	TPH	燃料
	油臭	燃料
	油膜	燃料

砒素とふっ素については、土壤中の有害物質が自然的原因であるかの判断基準（土壤汚染対策法の施行について（環水土第20号 平成15年2月4日）の別表「土壤中の特定有害物質が自然的原因によるものかどうかの判定方法」）に適合しています。

「旧小柴貯油施設土壤詳細調査報告書（防衛省南関東防衛局）」

「旧小柴貯油施設土壤汚染調査報告書の概要」（防衛省南関東防衛局）より

テトラクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンは溶剤で、テトラクロロエチレンが分解するとジクロロエチレンになります。タンクやパイプラインの洗浄が過去に行われており、その際に使用された物質が土壤汚染調査の際に検出されたものと考えられます。